

宝塚市成年後見制度に係る申立費用等助成取扱要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 申立費用に係る助成（第 2 条－第 8 条）
- 第 3 章 後見人等の報酬に係る助成（第 9 条－第 1 5 条）
- 第 4 章 雑則（第 1 6 条－第 1 7 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による後見開始の審判等の請求の申立てに要する費用並びに成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成することにより、成年後見制度の利用を促進し、被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）の福祉の増進を図ることを目的とし、その手続に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 申立費用に係る助成

（助成の対象）

第 2 条 申立費用に係る助成の対象は、次に掲げる審判の請求（以下「審判請求」という。）の申立てに係る費用とする。

- (1) 民法第 7 条の後見開始の審判
- (2) 民法第 1 1 条の保佐開始の審判
- (3) 民法第 1 3 条第 2 項に規定する保佐人の同意を要する旨の審判
- (4) 民法第 1 5 条第 1 項の補助開始の審判
- (5) 民法第 1 7 条第 1 項に規定する補助人の同意を要する旨の審判
- (6) 民法第 8 7 6 条の 4 第 1 項の保佐人に代理権を付与する旨の審判
- (7) 民法第 8 7 6 条の 9 第 1 項の補助人に代理権を付与する旨の審判

（対象者）

第 3 条 申立費用に係る助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする審判請求の申し立てであって、当該申し立てを行う者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は準ずる者として市長が認める者とする。

- (1) 市内に住所又は居所を有する者（次項に規定する者を除く。）
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 3 条第 1 項に限定する住所

地特例対象施設に入所している者（以下「住所地特例対象施設入所者」という。）で同法同条同項又は第2項の規定により本市の介護保険の被保険者である者（以下「本市の介護保険の被保険者」という。）

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設に入所している者（以下「特例施設入所者」という。）で同法同条同項又は第4項の規定により本市の介護給付等の支給決定を受けている者（以下「本市の介護給付等を受けている者」という）

2 次の各号のいずれかに該当する者については対象としない。ただし、関係市町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときは対象とすることができる。

- (1) 市内の住所地特例対象施設入所者で本市の介護保険の被保険者でない者
(2) 市内の特例施設入所者のうち、本市の介護給付等の支給決定を受けている者でない者

（助成額）

第4条 申立費用に係る助成の額は、申立手数料、登記手数料、予納切手代、診断書作成料、鑑定料に相当する額を合計したものとする。ただし、被後見人が家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項第2号の規定により申立費用の全部又は一部の負担を命じられた場合は、この限りでない。

（申請）

第5条 申立費用に係る助成を受けようとする者は、審判請求を行う前にあらかじめ、申立費用に係る助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が定める審判請求の申立てに必要な書類
(2) 審判請求を申し立てる者の財産状況が確認できる書類

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対し、速やかに、申立費用に係る助成決定通知書（様式第2号）により通知する。

（助成額の支給）

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、速やかに、申立費用に係る助成請求書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき助成額を支給する。

（対象者及び後見人等の責務）

第8条 前条第2項の規定により支給された助成額は、第4条に規定する費用以外に使用してはならない。

2 第5条の規定により申請を行った者は、前条第2項に基づく支給を受けた日

から2月以内に、申立費用に係る助成使用報告書（様式第4号）、領収書の写し及びその他当該申立てに要した費用の額を証する書類を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の申立費用に係る助成使用報告書に返還額の記載があるときは、申請を行った者は、その額を返還しなければならない。

第3章 後見人等の報酬に係る助成

（助成の対象）

第9条 後見人等の報酬に係る助成の対象は、次に掲げる報酬とする。

- (1) 民法第862条に基づく後見人の報酬
- (2) 民法第876条の5第2項において準用する同法862条に基づく保佐人の報酬
- (3) 同法第876条の10第1項において準用する同法第862条に基づく補助人の報酬

（対象者）

第10条 後見人等の報酬に係る助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する被後見人等とする。ただし、その者の後見人等がその者の配偶者又は親族である場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所又は居所を有する者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当するもの。

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 活用できる預貯金その他の資産が乏しく、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な者

- (2) 住所地特例対象施設入所者で本市の介護保険の被保険者であって、前号ア又はイに該当する者
- (3) 特例施設入所者で本市の介護給付等を受けている者であって第1号ア又はイに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については対象としない。ただし、関係市町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号ア又はイに該当する場合は対象者とすることができる。

- (1) 市内の住所地特例対象施設入所者で本市の介護保険の被保険者でない者
- (2) 市内の特例施設入所者のうち、本市の介護給付等の支給決定を受けている者でない者

（助成額）

第11条 後見人等の報酬に係る助成の額は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条別表第1第13項、第31項及び第50項に規定する報酬の付与に係る審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬の額、福祉サービス利用料、社会保険料、生活費その他市長が認める経費の合計が対象者の収入を超過した場合における当該超過分相当額とす

る。ただし、被後見人等の生活の場が在宅である場合にあっては月額 28,000 円を、入所施設である場合にあっては月額 18,000 円を上限とする。

(申請)

第 12 条 後見人等の報酬に係る助成を受けようとする者は、家庭裁判所の報酬付与の審判があった日から 2 月以内に後見人等の報酬に係る助成申請書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 登記事項証明書(後見人等が申請する場合)

(助成の決定)

第 13 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に対し、速やかに、後見人等の報酬に係る助成決定通知書(様式第 6 号)により通知する。

(助成額の支給)

第 14 条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、速やかに、後見人等の報酬に係る助成請求書(様式第 7 号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき助成額を支給する。

(対象者及び後見人等の責務)

第 15 条 前条第 2 項の規定により支給された助成額は、第 11 条に規定する費用以外に使用してはならない。

第 4 章 雑則

(助成の返還)

第 16 条 市長は、助成を受けた対象者が次の各号のいずれに該当したときは、助成の決定を取り消し、助成額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けていた場合
- (2) 支給された助成額を目的外に使用していた場合
- (3) 第 8 条第 2 項に規定する書類が提出されない場合

(施行の細目)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の宝塚市成年後見制度に係る申立等費用助成取扱要

綱の規定による助成は、この要綱の施行の日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し、同日前に報酬付与の審判のあった報酬については、なお従前の例による。

(宝塚市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成要綱の廃止について)

- 3 宝塚市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成要綱（平成14年宝塚市要綱）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の宝塚市成年後見制度に係る申立等費用助成取扱要綱の規定による助成は、この要綱の施行の日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し、同日前に報酬付与の審判のあった報酬については、なお従前の例による。

申立費用に係る助成決定通知書

様

宝塚市長 中川 智子

年 月 日付けの申請につきまして、宝塚市成年後見制度に係る申立等費用助成取扱要綱第6条の規定に基づき調査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 対象者 氏 名
生年月日
住 所
- 2 助成の可否 可 ・ 否
- 3 助成決定額 金 _____ 円
- 4 否の理由
- 5 備考 可の決定を受けた場合、速やかに、宝塚市成年後見制度申立等費用助成請求書（様式第3号）にて請求してください。

以上

申立費用に係る助成請求書

宝 塚 市 長 様

請求者（名前） 印
（住所）
（対象者との関係）

宝塚市成年後見制度に係る申立等費用助成取扱要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 対象者 氏 名
生年月日
住 所

2 請求額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名	支店名
銀行・信用金庫 農業協同組合	支店
預金種目	口座番号
普通・当座・その他（ ）
口座名義人	フリガナ

以上

申立費用に係る助成使用報告書

宝 塚 市 長 様

報告者（名前） 印
（住所）
（対象者との関係）

宝塚市成年後見制度に係る申立等費用助成取扱要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|-----------------|---|
| 1 助成決定額 | 金 | 円 |
| 2 支出額 | 金 | 円 |
| 3 返還額 | 金 | 円 |
| 4 添付書類 | 領収書等の写し（別添のとおり） | |

以上

後見人等の報酬に係る助成決定通知書

様

宝塚市長 中川 智子

年 月 日付けの申請につきまして、宝塚市成年後見制度申立等費用助成取扱要綱第13条の規定に基づき調査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 対象者 氏 名
生年月日
住 所
- 2 助成の可否 可 ・ 否
- 3 助成決定額 金 _____ 円
- 4 否の理由
- 5 備考 可の決定を受けた場合、速やかに、宝塚市成年後見制度申立等費用助成請求書（様式第7号）にて請求してください。

以上

後見人等の報酬に係る助成請求書

宝 塚 市 長 様

請求者（名前） 印
（住所）
（対象者との関係）

宝塚市成年後見制度申立等費用助成取扱要綱第14条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 対象者 氏 名
生年月日
住 所
- 2 助成の対象 後見人等の報酬
（但し、 年 月から 年 月分として）
- 3 請求額 金 _____ 円

4 振込先

金融機関名		支店名	
銀行・信用金庫 農業協同組合		支店	
預金種目		口座番号	
普通・当座・その他（ ）			
口座名義人	フリガナ		
		

以上